



平成 26 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ファステップス
代表者名 代表取締役社長 川嶋 誠
(コード番号 2338 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経
T E L 03-5360-8998 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 5 月 29 日開催予定の第 15 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第 28 条 (条文省略) 2. (条文省略) (新設) (新設) (任期) 第 29 条 (条文省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第 28 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) <u>3. 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規程に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第 29 条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、</u>

現行定款	変更案
	<u>前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年5月29日(木)
定款変更の効力発生日 平成26年5月29日(木)

以上